

令和6年度

広域基盤整備計画調査

小田川二期地区長寿命化計画検討業務

## 特別仕様書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

## 第1章 総則

### (適用範囲)

#### 第1-1条

広域基盤整備計画調査小田川二期地区長寿命化計画検討業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

### (目的)

#### 第1-2条

本業務は、国営小田川二期農業水利事業において作成した「施設の長寿命化に関する計画(国営小田川二期地区)平成23年4月」(以下、「小田川二期地区長寿命化計画」という。)について、国営二期事業の対象施設における整備内容、国営二期事業の対象外施設における過年度の機能診断調査で作成した機能保全計画書、過年度業務で整理した課題を基に、小田川二期地区長寿命化計画の見直しを行うものである。

### (場所)

#### 第1-3条

本業務において対象とする地域は、本業務において対象とする施設の場所は、青森県五所川原市、北津軽郡中泊町地内で、別添位置図に示すとおりである。

### (業務概要)

#### 第1-4条

本業務の概要は下記のとおりである。

- ・小田川二期地区長寿命化計画の見直し 1式

### (履行確実性評価の達成状況確認)

#### 第1-5条

本業務の受注にあたり、別紙-1を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には、以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第1-6条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めた場合は、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-7条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目	
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学 機械-機械設計 建設-鋼構造及びコンクリート	
		農業	農業土木 農業農村工学
		機械	機械設計
		建設	鋼構造及びコンクリート
博士	農学		
ビルコンサルティングマネージャー	農業土木		

- (2) 別紙-1を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う作業の実施に際して現場に常駐するとともに、管理技術者は、監督職員と事前打合せの上で、屋外作業期間中、毎日、東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所に出席し監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に署名し作業内容を記録するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第1-8条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-9条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明

確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険の加入)

第1-10条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書等)

第2-1条

本業務の基本事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月
1	農業水利施設の機能保全の手引き	食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会	平成27年5月
2	農業水利施設の機能保全の手引き 「開水路」	食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会	平成28年8月
3	農業水利施設の機能保全の手引き 「パイプライン」	食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会	平成28年8月
4	農業水利施設の機能保全の手引き 「水路トンネル」	食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会	平成28年8月
5	農業水利施設の機能保全の手引き 「頭首工(ゲート設備)」	食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会	平成22年6月
6	農業水利施設の機能保全の手引き 「頭首工(ゴム堰)」	食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会	平成25年4月
7	農業水利施設の機能保全の手引き 「ポンプ場(ポンプ設備)」	食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会	平成25年4月
8	農業水利施設の機能保全の手引き 「除塵設備」	食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会	平成25年4月
9	農業水利施設の機能保全の手引き 「電気設備」	食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会	平成25年5月
10	農業水利施設の長寿命化のための 手引き	農林水産省農村振興局設計課	平成27年11月

(作業条件)

第2-2条

本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(参考図書)

第2-3条

本業務の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるものとする。

(貸与資料)

第2-4条

本業務において、貸与を予定している資料は以下のとおりである。

貸 与 資 料	数 量
施設の長寿命化に関する計画（国営小田川二期地区）平成23年4月	1部
平成22年度 小田川二期農業水利事業 小田川二期地区長寿命化計画参考資料作成業務 報告書	1部
平成26年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 小田川地区中里排水機場他機能保全計画策定業務 報告書	1部
平成28年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 小田川地区尻無頭首工他機能保全計画策定業務 報告書	1部
平成30年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 小田川地区前堰用水路他機能保全計画策定業務 報告書	1部
令和2年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 小田川地区中里排水機場等機能保全計画策定業務 報告書	1部
平成15年度全体実施設計小田川二期地区 藤枝ため池他調査設計業務 報告書	1部
平成15年度全体実施設計小田川二期地区 頭首工その他施設機能調査及び設計業務 報告書	1部
平成15年度全体実施設計小田川二期地区 小田川ダム調査設計業務 報告書	1部
平成15年度全体実施設計小田川二期地区 幹線用水路施設機能調査及び設計（その1）業務 報告書	1部
平成15年度全体実施設計小田川二期地区 幹線用水路施設機能調査及び設計（その2）業務 報告書	1部
令和5年度 広域農業基盤整備管理調査 岩木川左岸地区地域整備構想作成その他業務 報告書（小田川地区長寿命化計画見直しの検討）	1部
国営小田川農業水利事業 事業誌	1部
国営小田川二期農業水利事業 事業誌	1部
国営小田川二期農業水利事業 事業成績書	1部

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

#### 第2-5条

第2-3条、第2-4条に示す参考資料及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互の矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、検討作業時点の最新版を用いることとし、作業中に改訂された場合は監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

### 第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

#### 第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。なお、詳細は別紙-2「作業対象施設一覧表」、別紙-3「作業項目内訳表」で示すとおりである。

- ・小田川二期地区長寿命化計画の見直し 1式

(作業の留意点)

#### 第3-2条

業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 第2-1条、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料及び受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

### 第4章 打合せ

(打合せ)

#### 第4-1条

共通仕様書第1-10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業の着手段階

最終回 業務報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

## 第5章 成果物

(成果物)

### 第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくはDVD-R) 正副2部
- (2) 成果物の出力1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

### 第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県弘前市大字新寺町149-2  
東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

## 第6章 契約変更

(契約変更)

### 第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) 関係機関等対外的協議等により作業項目等に変更が生じた場合
- (6) その他

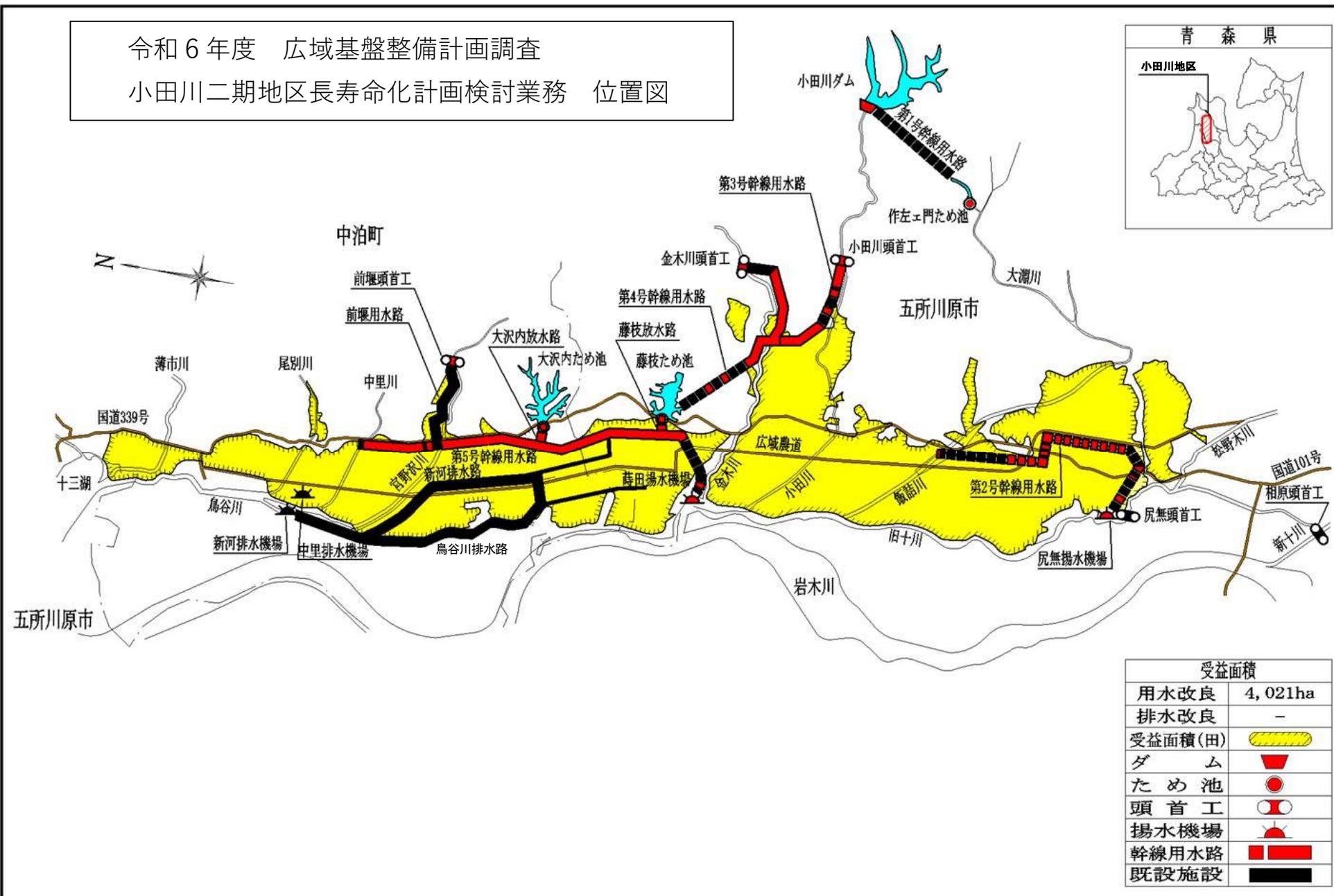
## 第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

### 第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和6年度 広域基盤整備計画調査  
小田川二期地区長寿命化計画検討業務 位置図



別紙－1

【割合】

次の表の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。また、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント (土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9を乗じて 得た額	一般管理費等の額 に10分の4.8を乗じ て得た額

別紙-2「作業対象施設一覧表」

番号	施設名称	施設概要	小田川二期事業の整備状況		機能診断調査の実施状況(国営ストマネ推進事業)			長寿命化計画見直し作業の実施範囲	
			施設改修等の有・無	施設改修等の概要	機能診断実施年度	機能保全計画書の策定状況	機能診断対象施設	施設概要の更新(二期事業整備内容で整理)	劣化状況、健全度の更新
1	小田川ダム	中心遮水ゾーン型ロックフィルダム、流域16.0km <sup>2</sup> 、堤高31.0m、堤長203.0m、総貯水量9,700千m <sup>3</sup> 、有効貯水量9,280千m <sup>3</sup> 、洪水吐(ゲート調整式、設計洪水量290m <sup>3</sup> /s)、取水設備(斜樋型、取水量2,799m <sup>3</sup> /s)	有	堤体リップラップ補修、周辺法面保護、天端アスファルト舗装、漏水観測施設改修、通信設備改修、電気設備改修、洪水吐管理橋改修、取水設備改修(土木、ゲート、建屋)、洪水吐ゲート改修、網場改修	—	—	—	○	—
2	作左工門ため池	表面遮水壁型、流域2.6km <sup>2</sup> 、堤高10.2m、堤長86.0m、有効貯水量159千m <sup>3</sup> 、洪水吐(越流型、設計洪水量290m <sup>3</sup> /s)、取水量1.97m <sup>3</sup> /s	有	堤体(アスファルトパネル改修、法先ドレーン新設)、取水工(塔→斜樋に更新、ゲート設備更新)	—	—	—	○	—
3	藤枝ため池	表面遮水壁型、流域3.2km <sup>2</sup> 、堤高8.6m、堤長425.0m、有効貯水量2,282千m <sup>3</sup> 、洪水吐(側水路型、設計洪水量—m <sup>3</sup> /s)、取水設備(取水塔式、取水量2.91m <sup>3</sup> /s)	有	堤体(護岸工改修)、取水工(ゲート更新、建屋更新)、洪水吐(コンクリート補修)、防護柵更新、放水路(管体継手補修)	—	—	—	○	—
4	大沢内ため池	表面遮水壁型、流域2.7km <sup>2</sup> 、堤高8.2m、堤長347.0m、有効貯水量1,512千m <sup>3</sup> 、洪水吐(側水路型、設計洪水量—m <sup>3</sup> /s)、取水設備(取水塔式、取水量1.26m <sup>3</sup> /s)	有	堤体(護岸工改修、天橋アスファルト舗装)、取水工(ゲート、建屋)、洪水吐(コンクリート補修)、防護柵更新、放水路(補修)	—	—	—	○	—
5	相原頭首工	フローティング形式、ゴム製引布製起伏堰2門、堰高2.5m、河床幅32.4m、設計推進(自動東福推進)3.0m、計画高水深7.24m、計画最大取水量1,852m <sup>3</sup> /s、取水ゲート1門、操作室(右岸側)	無(※)	※ 河川管理者(青森県)の河川改修事業において、相原頭首工は補償工事としてH23～H28に改修済み(現在のゴム堰)である。	—	—	—	○	—
6	尻無頭首工	フローティング形式、堤高3.75m、全堰長24.0m、計画最大取水量1,800m <sup>3</sup> /s、ゴム堰2門、取水ゲート1門、魚道1箇所、機側操作盤2箇所、操作卓1箇所	無	—	平成28年度	策定有り(H28)	土木構造物、機械電気設備	—	○
7	小田川頭首工	フローティング形式、堤高1.3m、可動部12.5m、取水量0.79m <sup>3</sup> /s、洪水吐ゲート1門、取水ゲート2門	有	ゲート設備改修(洪水吐、取水)、ゲート巻上室上屋改修、管理橋改修、電気設備改修、水位計改修、防護柵改修	—	—	—	○	—
8	金木川頭首工	フローティング形式、堤高2.0m、可動部27.2m、取水量2.51m <sup>3</sup> /s、土砂吐ゲート1門、洪水吐ゲート1門、取水ゲート左右岸各1門、階段式魚道	有	ゲート設備改修(洪水吐、土砂吐、取水)、ゲート巻上室上屋改修、頭首工操作室改修、管理橋改修、電気設備改修、水位計改修、防護柵改修	—	—	—	○	—
9	前堰頭首工	フローティング形式、堤高1.9m、可動部10.5m、取水量0.31m <sup>3</sup> /s、洪水吐ゲート1門、取水ゲート1門	有	ゲート設備改修(洪水吐、取水)、ゲート巻上室上屋改修、管理橋改修、電気設備改修、水位計改修、防護柵改修	—	—	—	○	—
10	尻無揚水機場	渦巻型φ700×2台、全揚程17m(実揚程12m)、電動式、取水工、吸水槽、建屋	有	機場全面更新(ポンプ設備、電気設備、建屋、吸水槽、導水暗渠)	—	—	—	○	—
11	蒔田揚水機場	円筒型φ800×2台、全揚程13m(実揚程5m)、電動式、取水工、導水路、吸水槽、建屋	有	ポンプ設備更新、電気設備更新、建屋更新、取水ゲート更新、コンクリート構造物補修	—	—	—	○	—
12	中里排水機場	横軸斜流P(φ1350×1台、Q=3.795m <sup>3</sup> /s/台、全揚程3.20m)、横軸斜流P(φ1350mm×1台、Q=3.795m <sup>3</sup> /s/台、全揚程3.60m)、横軸斜流P(φ500mm、全揚程3.60m)、横軸両吸込単段渦巻P(φ250mm×2台、Q=0.126m <sup>3</sup> /s/台、全揚程19.50m)、吸水槽、吐水槽、電気設備、建屋	無	—	平成26年度	策定有り(H26)	土木構造物、機械設備、電気設備	—	○
					令和2年度	策定有り(R2)※2巡目	土木構造物、機械設備、電気設備		

番号	施設名称	施設概要	小田川二期事業の整備状況		機能診断調査の実施状況(国営ストマネ推進事業)			長寿命化計画見直し作業の実施範囲	
			施設改修の有・無	施設改修等の概要	機能診断実施年度	機能保全計画書の策定状況	機能診断対象施設	施設概要の更新(二期事業整備内容で整理)	劣化状況、健全度の更新
13	新河排水機場	横軸斜流P(φ1500×1台、Q=4.570m <sup>3</sup> /s/台、全揚程3.30m)、横軸軸流P(φ1500×2台、Q=4.570m <sup>3</sup> /s/台、全揚程3.20m)、吸水槽、吐水槽、電気設備、建屋	無	—	平成26年度	策定有り(H26)	土木構造物、機械設備、電気設備	—	○
					令和2年度	策定有り(R2)※2巡目	土木構造物、機械設備、電気設備		
14	第1号幹線用水路	全延長1.935km、隧道(1.935km、側壁長方形型、R=0.850m)、計画最大通水量2.298m <sup>3</sup> /s	無	—	平成28年度	策定有り(H28)	土木構造物	—	○
15	第2号幹線用水路	総延長6.096km、管水路φ1100～φ1000(DCIP管、RC管、FRPM管)	有	管水路の改修・補修(FRPM管更新2.26km、製管工法補修0.30km、管体継手補修)	—	—	—	○	—
16	第3号幹線用水路	総延長2.759km、導水路(0.028km)、開水路(2.266km)、サイホン暗渠(0.405km、φ800)、取付水路他(0.060km)	有	大型フリューム改修0.767km(B1600×H900～B1300×H800)、目地補修2.173km、管体継手補修11箇所、FRP製蓋板設置(開水路)	—	—	—	○	—
17	第4号幹線用水路	総延長4.726km、開水路(2.530km)、管水路(2.174km)	有	開水路表面被覆2,969m <sup>2</sup> 、開水路目地補修3,308m、断面補修191m <sup>2</sup> 、ウイーブホール補修127箇所、管路更生0.235km、管路継手補修5箇所	—	—	—	○	—
18	第5号幹線用水路	総延長8.895km、管水路(1.512km)、開水路(6.940km)、サイホン(0.442km)	有	大型フリューム更新0.356km(B2850×H1650)、表面被覆34,814m <sup>2</sup> 、目地補修3,010m <sup>2</sup> 、断面補修43m <sup>2</sup> 、管路更生0.033km、止水バンド2箇所、鋼管塗装50.8m <sup>2</sup> 、弁類更新11基	—	—	—	○	—
19	前堰用水路	全延長2.158km、開水路2.012km(B0.90m～0.80m×H0.55m～0.49m)、サイホン0.141km(HP、φ600～φ500)、計画最大通水量0.313m <sup>3</sup> /s	無	—	平成30年度	策定有り(H30)	土木構造物	—	○
20	新河排水路	全延長5.5km、テイ形断面接続ブロック4.7km、現場打ち水路0.5km、合流工2箇所、落差工2箇所、分流工1箇所(ラバーダム:ゴム堰1門、B2.50m×H2.50m)、計画最大排水量21.8m <sup>3</sup> /s	無(※)	※ 新河排水路は河川指定されており、県河川部局(青森県)管理している。(国営事業の対象外施設)	—	—	—	—	—
21	鳥谷川排水路	全延長6.6km、テイ形断面(布製型枠コンクリートマット)、合流工5箇所、落差工1箇所、計画排水量29.0m <sup>3</sup> /s	無(※)	※ 鳥谷川排水路は河川指定されており、県河川部局(青森県)管理している。(国営事業の対象外施設)	—	—	—	—	—
22	用水管理施設	中央管理所(1)、ダム(1)、揚水機場(2)、頭首工(10)、排水機場(5)、ため池(5)、分水工(5)、放水工(2)	有	中央管理所(操作卓1式更新)、ダム(TM/TC:1施設更新)、揚水機場(TM/TC:2施設更新)、頭首工(TM/TC:5施設更新、TM:5施設更新)、排水機場(TM/TC:1施設更新、TM:4施設更新)、ため池(TM/TC:2施設更新、TM:3施設更新)、分水工(TM:5施設更新)、放水工(TM/TC:2施設更新)	—	—	—	○	—

別紙－3 「作業項目内訳表」

〔設計作業〕

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 資料の検討	貸与資料を把握し、作業計画を立案する。	○
2. 小田川二期地区長寿命化計画の見直し		
2-1. 施設概要の更新	現行の小田川二期地区長寿命化計画（平成23年4月）において、国営小田川二期事業（H17～R2）の対象施設の更新等整備内容に基づき、施設概要の更新（修正）を行う。	○
2-2. 劣化状況及び健全度の更新	現行の小田川二期地区長寿命化計画（平成23年4月）において、過年度の国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業で策定した機能保全計画書及び令和5年度業務で整理した検討課題を基に、劣化状況、健全度の更新（修正）を行う。	○
3. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検及び取りまとめを行う。	○